平成２５年（フ）第１５２号
奈良県橿原市西池尻町268番地の５　林田マンション201号
債務者　スイーツスイーツこと　静川　秋夫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
奈良県橿原市中曽司町298番地の１　ネオハイツ八木西508号
債務者　伊藤　君恵
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
奈良県橿原市中曽司町298番地の１　ネオハイツ八木西508号､前住所奈良県香芝市真美ヶ丘４丁目14番８―101号　リヴェールＭＡＭＩ　Ａ棟
債務者　伊藤美由起（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
奈良県橿原市葛本町307番地　第二明和マンション403
債務者　森田　　晃
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
愛知県豊橋市飯村南３丁目18番地１　103、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字北山23番地11
債務者　宮路　和男
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４７号
愛知県豊橋市飯村南３丁目18番地１　103、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字北山23番地11
債務者　宮路　千歳
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２０号
長崎県長崎市青山町472番地22　池田アパート202号
債務者　柏原　秀紀
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
長崎県長崎市江の浦町４番９号
債務者　村山加津惠
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２７号
東京都小平市大沼町７丁目１番８―202号
債務者　川村須恵美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３号
愛知県蒲郡市三谷町東１丁目171番地　ディアス三谷東102
債務者　重田　知子（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２１号
愛知県豊橋市三ノ輪町２丁目19番地
債務者　古井　章紀
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１１２号
釧路市愛国西３丁目14番２号
債務者　三浦　　勝
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５９２号
川崎市宮前区南平台２番５―103号、住民票上の住所川崎市宮前区南平台８番２―701号
債務者　宮垣　　宏
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
川崎市高津区上作延826番地３　Ｓ04、前住所川崎市高津区下作延３丁目15番50号
債務者　大當　博明
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
川崎市高津区坂戸２丁目18番３号　ハイツセントポーリア103
債務者　竹澤　宏之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
川崎市高津区蟹ケ谷３番地７　蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅２―208
債務者　岩渕　妙子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係